

(参考資料 : 3)

建設作業に係る指導の基本方針及び「札幌市生活環境の確保に関する条例」による工事の届出

建設作業に係る指導の基本方針

昭和59年4月

札幌市環境計画部

この基本方針は、本市域内で行われる建設作業に係る公害の未然防止を図ることにより、市民の生活環境を保全するため 建設作業の実施に当たり、公害防止上必要な事項を定めたものである。

1 建設作業のうちくい打作業については、次の各号に掲げる工法により行うものとする。

(1) 住宅、事務所等（以下「住宅等」という。）に近接してくい打作業を行う場合は、無騒音無振動工法を採用するものとする。

ここでいう住宅等に近接したくい打作業とは、くい打地点から当該建設作業の場所の敷地境界までの距離が10mに満たない場所で行うくい打作業とする。

ただし、住宅等が当該建設作業の場所の敷地境界からおおむね20m以上離れている地域において行う場合を除く。

(2) 前号に該当しないくい打作業にあつては、低騒音低振動工法を採用するものとする。

ただし、住宅等が当該建設作業の場所の敷地境界からおおむね200m以上離れている地域において行う場合を除く。

2 前項の規定は、次の各号に掲げるくい打作業に該当する場合には適用しないものとする。

ただし、この場合にあつても周辺の状況に応じて騒音、振動を低減させるための必要な措置について十分配慮するものとする。

(1) 1日で終了するくい打作業

(2) 市街化調整区域及び市街化区域のうち工業専用地域において行うくい打作業

(3) バイプロハンマを使用するくい打作業

(4) 木くい打作業

(5) 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要があるくい打作業

(6) その他取り扱い要領で定める場合に該当するくい打作業

3 騒音規制法第2条第3項又は振動規制法第2条第3項に規定する特定建設作業（以下「特定建設作業」という。）の作業時間は次のとおりとする。

ただし 当該特定建設作業が取扱要領で定める場合に該当するときは、この限りでない。

用 途 地 域	作 業 時 間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	9時から17時まで
上記以外の用途地域 (工業専用地域を除く)	8時から18時まで

4 特定建設作業は、市街化区域（工業専用地域を除く）においては、日曜日その他の休日には行わないものとする。

ただし当該作業が取扱要領で定める場合に該当するときは、この限りでない。

5 特定建設作業以外の建設作業についても、周辺の状況に応じて作業を行う時間並びに騒音及び振動を低減させるための必要な措置等について十分配慮するものとする。

6 次の各号に掲げる建設作業を実施しようとする者は、当該建設作業の開始の前日までに、様式1に定めるところにより市長に届け出るものとする。

(1) 無騒音無振動工法によるくい打作業

(2) さく岩機又はブレーカーを使用する作業のうち、作業地点が連続的に移動する作業にあって、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超える作業

(3) 騒音規制法施行令別表第2及び振動規制法施行令別表第2に掲げる作業のうち、1日を越えない作業及び指定地域外（市街化調整区域、工業専用地域）で行われる作業

附 則

この基本方針は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則（平成8年7月1日）

この基本方針は、平成8年7月1日から実施する。

附 則（平成15年4月1日）

この基本方針は、平成15年4月1日から実施する。

特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所
届出者
(元請人) 氏名

(電話番号)

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類 (該当欄にレ印)	騒音規制法		振動規制法	
	<input type="checkbox"/> くい打機を使用する作業 (アースカー併用を除く) <input type="checkbox"/> くい抜機を使用する作業 <input type="checkbox"/> さく岩機を使用する作業 <input type="checkbox"/> ブルドーザーを使用する作業 <input type="checkbox"/> バックホウを使用する作業 <input type="checkbox"/> トラクターショベルを使用する作業 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> くい打機を使用する作業 <input type="checkbox"/> くい抜機を使用する作業 <input type="checkbox"/> プレーカーを使用する作業 <input type="checkbox"/> 鋼球を使用する作業 <input type="checkbox"/> 舗装版破砕機を使用する作業	
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	騒音規制法		振動規制法	
特定建設作業の場所	札幌市 区			
特定建設作業の実施の期間	自 平成 年 月 日			作業をしない日 日曜・祝日
	至 平成 年 月 日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		
騒音・振動の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	(電話番号)			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	(電話番号)			
下請負人は特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(電話番号)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	(電話番号)			
※受理年月日				
※審査結果				

添付書類 1 付近見取図 (現場の敷地境界から200m以内の状況がよくわかるもの)
2 工事工程表 (全工程表に当該特定建設作業の工程を赤色で明示したもの)

- 備考 1 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
2 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
3 ※印の欄には、記載しないこと。

※ 受付印

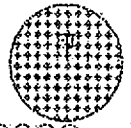
記載例

特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所 札幌市〇区〇〇4条2丁目
届出者 △〇建設株式会社
(元請人) 氏名 代表取締役 △〇 次郎



(電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇)

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)、振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇ビル解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	ビル解体 (5階建て 建築面積100m ²)			
特定建設作業の種類 (該当欄にレ印)	騒音規制法		振動規制法	
	<input type="checkbox"/> くい打機を使用する作業 (7-ス-カ-併用を除く) <input type="checkbox"/> くい抜機を使用する作業 <input checked="" type="checkbox"/> さく岩機を使用する作業 <input type="checkbox"/> ブルドーザーを使用する作業 <input type="checkbox"/> バックホウを使用する作業 <input type="checkbox"/> トラクターショベルを使用する作業 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> くい打機を使用する作業 <input type="checkbox"/> くい抜機を使用する作業 <input checked="" type="checkbox"/> ブレーカーを使用する作業 <input type="checkbox"/> 鋼球を使用する作業 <input type="checkbox"/> 舗装版破砕機を使用する作業	
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	騒音規制法		振動規制法	
	札幌製作所 ジャイアントブレーカー B40		同左	
特定建設作業の場所	札幌市 △ 区 △△4条5丁目			
特定建設作業の実施の期間	自 平成15年 3月 5日 至 平成15年 3月12日		10日間	作業をしない日 日曜・祝日 3/9
	作業開始	作業終了	作業日	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	自 9時	至 17時	9日間	1日7時間
騒音・振動の防止の方法	極力ブレーカーを使用せず、ニブラーを使用する			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	札幌市△区△△5条5丁目 (株)△△商事 代表取締役 △△太郎 (電話番号 △△△-△△△△)			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	札幌市〇区〇〇4条2丁目 〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇次郎 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇)			
下請負人は特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	札幌市△区△△6条1丁目 (株)△△組 代表取締役 △△三郎 (電話番号 △△△-△△△△)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	札幌市△区△△6条1丁目 (株)△△組 △△四郎 (電話番号 090-△△△△-△△△△)			
※受理年月日				
※審査結果				

添付書類 1 付近見取図 (現場の敷地境界から200m以内の状況がよくわかるもの)
2 工事工程表 (全工程表に当該特定建設作業の工程を赤色で明示したもの)

備考 1 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
2 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
3 ※印の欄には、記載しないこと。

※受付印

「札幌市生活環境の確保に関する条例」(条例第117条～第120条関係)による地下掘削工事に関する規定について

札幌市生活環境の確保に関する条例では、一定規模以上の地下掘削工事を行う施工者に対して、工事の届出、地下水のゆう出量等の報告を義務づけています。

1 目的

この規定の目的は、事業者が、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときに必要な措置を講じることによって、当該工事が周辺の地盤又は地下水位に影響を及ぼさないようにするためのものです。

2 届出の対象となる工事

届出の対象となる地下掘削工事は、次のとおりです。ただし、ボーリング調査等の結果から、明らかに地下水のゆう出がないと認められる工事は除きます。

- (1) 地表を掘削する工事で掘削する面積が1,000平方メートル以上の掘削工事
- (2) 地中を掘削する工事で掘削する土の体積が1,000立方メートル以上の掘削工事

(1)は、開削工事等が該当し、(2)では、トンネル工事等が該当します。

3 地下掘削工事届

上記2に該当する地下掘削工事の施工者は、次の事項を記載した「地下掘削工事届」を届け出なければなりません。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 地下掘削工事の場所
- (3) 掘削する面積及び掘削する深さ
- (4) 地下掘削工事の方法
- (5) その他規則で定める事項
 - ・ 工事の目的、工期等の工事の概要
 - ・ 掘削する土の体積(2(2)の掘削工事に限る。)
 - ・ 工事場所の周辺の地盤の標高及び地下水位
 - ・ 予想されるゆう出水の量及びその処理方法
 - ・ 工事場所の周辺の地盤及び地下水位への影響を低減するための方法

なお、条例の規定はありませんが、ゆう出水を公共水域へ放流する場合は、別途放流水質についての協議が必要となります。

また、届出には次の地下掘削工事の場所を示す図面・書類を添付しなければなりません。

- (1) 地下掘削工事の場所を示す図面
- (2) 掘削平面図及び掘削断面図
- (3) ゆう出水の処理の系統を示す図面

4 地下水のゆう出水の報告

上記3により届出をした施工者は、地下水のゆう出量等、次の事項を報告しなければなりません。なお、報告は、地下掘削工事の期間中、前月分の内容について毎月10日まで提出してください。

- | |
|--------------------------------------------------------------|
| (1) 地下水のゆう出量又は排水量
(2) 工事場所の周辺の地盤の標高及び地下水位並びにその変動量並びにその測定日 |
|--------------------------------------------------------------|

5 地下掘削工事にかかる指導

地下掘削工事が行われることにより、その周辺の地盤又は地下水位に大きな影響が出ると予想されるときは、その影響ができるだけ小さくなるよう、当該地下掘削工事の施工者に対し、地下掘削工事の方法について、本市が必要な指導をすることがあります。

6 その他

(1) 施行期日

本条例は、平成15年2月26日より施行されます。

(2) 届出用紙

届出用紙等については、下記までご請求ください。

なお、インターネットホームページでもダウンロードできます。

届出・お問い合わせ先

札幌市 環境局 環境計画部 環境対策課水質係

札幌市中央区北1条西2丁目（市庁舎12階南側）

TEL 011(211)2882

地下掘削工事届

平成15年11月1日

(あて先) 札幌市長

〒000-0001

届出者 住所 中央区北〇条西×丁目1-2

氏名 株式会社 〇×建設

代表取締役社長 札幌太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 123-4567

札幌市生活環境の確保に関する条例第118条第1項の規定により、地下掘削工事について、次のとおり届け出ます。

地下掘削工事の場所	中央区北△条西◇丁目3-4	※1
掘削する面積及び掘削する深さ並びに掘削する土の体積	面積：2,500 m ² 、深さ：16.5 m 土の体積：m ³	※2
地下掘削工事の方法	開削工法 地下水位を下げるためディープウェル工法によって水替えを行う	※3
地下掘削工事の概要 (工事名, 工事の目的, 工期等)	工事名：〇×ビル新築工事 目的：地下2階の当ビル新築のためGLより-16.5m掘削するもの。 工期：平成15年11月11日から平成16年3月31日	※4
工事場所の周辺の地盤の標高及び地下水位	標高：21.000 m, 地下水位：10.800 m	※5
予想されるゆう出水の量及びその処理方法	ゆう出水量：17,300 m ³ /日 処理方法：濁水処理機で処理後、還元井にて還元。オーバーフロー分は河川(〇×川)に放流。	※6
工事場所の周辺の地盤及び地下水位への影響を低減するための方法	ゆう出水は還元井にて還元する。	※7
現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社〇×建設工務課 北海 次郎 中央区北△条西◇丁目3-4 〇×ビル新築工事現場事務所 電話番号 987-6543	※8
※整理番号		※受理年月日 年 月 日
※備考		

注1 掘削する土の体積は、札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則第62条第2項に該当する場合に記入してください。

2 工事場所の周辺の地盤の標高及び地下水位は、小数点第3位まで記入してください。

3 ※の欄には記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

地下掘削工事届の記載要領と記載例
(条例118条第1項～第3項, 規則第62条第1項～第3項, 様式26)

- ※1 地下掘削工事の場所
地下掘削工事を行う場所を区名から枝番まで記入してください。
- ※2 掘削する面積及び掘削する深さ並びに掘削する土の体積
掘削する面積と掘削する深さを記入してください。
土の体積は地中を掘削する工事を施工するときに記入してください。開削工事の場合は、面積と深さだけで結構です。
- ※3 地下掘削工事の方法
掘削工事の工法を記入してください。
- ※4 地下掘削工事の概要(工事名, 工事の目的, 工期等)
工事の名称, 工事の目的(なぜ地下掘削工事を行うのか), 工期を記入してください。
工期は, 地下掘削工事を行い埋め戻すまでの期間, または工事に伴う地下水のゆう出がある期間を記入してください。
- ※5 工事場所の周辺の地盤の標高及び地下水位
工事開始前の工事場所の周辺の地盤の標高及び地下水位を記入してください。地下水位は海拔標高で表してください。
また, 測定地点を図面に明示してください。
- ※6 予想されるゆう出水の量及びその処理方法
予想されるゆう出水の量とその処理方法を記入してください。なお, 条例の規定はありませんが, ゆう出水を公共水域へ放流する場合は, 別途放流水質についての協議が必要となります。
- ※7 工事場所の周辺の地盤及び地下水位への影響を低減するための方法
工事による地盤及び地下水位への影響を低減するための方法を記入してください。
(地下水に影響の少ない工法(止水工法, 復水工法等)の採用など。)
- ※8 現場責任者の氏名及び連絡場所
工事中に連絡の取れる現場責任者の氏名と連絡先を記入してください。

また, 届出には次の図面・書類を添付してください。

- ・ 地下掘削工事の場所を示す図面
- ・ 掘削平面図及び掘削断面図
- ・ ゆう出水の処理の系統を示す図面

地下水ゆう出量等報告書

平成15年1月8日

(あて先) 札幌市長

〒000-0001
 報告者 住 所 中央区北〇条西×丁目1-2
 氏 名 株式会社〇×建設
 代表取締役社長 札幌 太郎
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 123-4567

札幌市生活環境の確保に関する条例第119条の規定により、地下水のゆう出量等について、次のとおり報告します。

報 告 月	平成14年12月分	※1
地下水のゆう出量又は排水量	527,600 m ³ (還元水量含む)	※2
工事場所周辺の地盤の標高及びその変動量並びにその測定日	地盤の標高 21.000 m 変動量 0 mm 測定日 12月 10日	※3
工事場所周辺の地下水位及びその変動量並びにその測定日	地下水位 10.300 m 変動量 -500 mm 測定日 12月 10日	※4
そ の 他	還元水量: 422,080 m ³	※5
担当者及び連絡先	株式会社〇×建設工務課 北海 次郎 中央区北△条西◇丁目3-4 〇×ビル新築工事現場事務所 電話番号 987-6543	※6

- 注1 工事場所周辺の地盤の標高及び地下水位は、小数点第3位まで記入してください。
 2 地盤の標高及び地下水位の変動量は、地下掘削工事届で届け出た値を基準としてください。
 3 その他の欄には、ゆう出量に影響するような工事内容の変更がある場合等に記入してください。
 備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

地下水のゆう出水の報告の記載要領と記載例
(条例119条、規則第63条第1項～第2項、様式27)

※1 報告月

報告は、地下掘削工事の期間中、前月分の内容について毎月10日までに行うこととなっています。報告内容に該当する月を記入してください。

※2 地下水のゆう出量又は排水量

報告月の1ヶ月分の地下水のゆう出量を記入してください。直接ゆう出量が分からない場合は、地下水の排出量を記入してください。

※3 工事場所周辺の地盤の標高及びその変動量並びにその測定日

工事場所周辺の地盤の標高とその変動量、測定日を記入してください。変動量は地下掘削工事届で届け出た値を基準にmm単位で記入してください。

※4 工事場所周辺の地下水位及びその変動量並びにその測定日

工事場所周辺の地下水位とその変動量、測定日を記入してください。地下水位は海拔標高で表してください。変動量は地下掘削工事届で届け出た値を基準にmm単位で記入してください。

※5 その他

その他、何か特記すべき事項がありましたら、記入してください。

記載例のように還元井を設けている場合には、この欄に還元水量を記入してください。

※6 担当者及び連絡先

この報告を作成した(内容について説明できる)担当者とその連絡先を記入してください。